

証券コード 9709
2023年6月5日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番23号

NCS&A 株式会社
代表取締役社長 辻 隆 博

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://nrsa.jp/ir/shareholder>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、
「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区城見二丁目2番22号
ホテルモンテ ラ・スール大阪14階 「朗鳴館」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案
第2号議案

取締役5名選任の件
補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2)インターネットによる議決権行使の場合

次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載していません。なお、これらの事項は、「第57期定期株主総会招集ご通知【交付書面に記載しない事項】」に掲載しております。
したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎本総会の決議のご報告は、上記当社ウェブサイトに掲載する方法によりお知らせする予定です。
- ~~~~~

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

(1) パソコン及び携帯電話をご利用の方

下記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。)

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話のご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120-782-031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、社外取締役2名、社外監査役1名を含む5名の委員で構成される指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定したものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">まつきけんご 松木謙吾</p> <p style="text-align: center;">(1951年12月10日生)</p>	<p>1994年1月 当社入社</p> <p>1996年4月 当社事業企画推進本部長</p> <p>1997年6月 当社取締役事業企画推進本部長</p> <p>2000年6月 当社常務取締役</p> <p>2004年5月 当社代表取締役専務</p> <p>2005年4月 当社代表取締役社長</p> <p>2018年4月 当社代表取締役会長 (現在に至る)</p>	161,511株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>松木謙吾氏は、長年代表取締役社長として、また2018年4月からは代表取締役会長として当社グループの経営を指揮してまいりました。各取締役と建設的な議論や意見を交わし取締役会の機能強化に努めてきた豊富な経験と実績を当社の持続的な企業価値向上に活かすため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">つじ たか ひろ 辻隆博</p> <p style="text-align: center;">(1960年6月6日生)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2009年4月 当社ソリューション事業本部営業事業部長</p> <p>2010年4月 当社執行役員第三事業本部ソリューション営業事業部長</p> <p>2011年4月 当社執行役員第三事業本部第一ソリューション事業部長</p> <p>2012年4月 当社執行役員第二事業本部第一ソリューション事業部長</p> <p>2014年4月 当社執行役員第二事業本部長</p> <p>2014年6月 当社取締役執行役員第二事業本部長</p> <p>2015年4月 当社取締役執行役員常務エンタープライズ事業本部長</p> <p>2015年6月 当社執行役員常務エンタープライズ事業本部長</p> <p>2017年4月 当社執行役員常務エンタープライズ事業本部管掌</p> <p>2017年6月 当社取締役執行役員常務エンタープライズ事業本部管掌</p> <p>2018年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る)</p>	94,095株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>辻隆博氏は、民需系システムの事業部門で事業本部長、管掌を歴任し、2018年4月からは代表取締役社長としてお客様目線を基本としながらリーダーシップを発揮し、業容拡大に貢献してまいりました。豊富な経験と実績を当社の持続的な企業価値向上に活かすため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	<div style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 <small>しげ まつ たか し</small> 重 松 孝 司 (1948年10月26日生) </div>	1971年 9月 昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1981年 7月 公認会計士登録 1995年 6月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員 2007年 7月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）常任理事 2009年 9月 重松公認会計士事務所開設 代表（現在に至る） 2010年 6月 (株)アクセス社外監査役 2012年 7月 大阪市公正職務審査委員会委員 2013年 6月 ワタベウエディング(株)社外監査役 2014年 6月 当社社外取締役（現在に至る） [重要な兼職の状況] 重松公認会計士事務所 代表	10,614株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 重松孝司氏は、長年にわたる公認会計士としての企業監査業務の経験や見識を活かし、現在、当社社外取締役として経営上のアドバイスや指導、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしており、今後もその役割を果たすことを期待し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって9年となります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 再任 社外 独立 <small>おお もり きょう た</small> 大森京太 (1948年3月14日生) </div>	1972年4月 (株)三菱銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 2003年6月 (株)東京三菱銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 常務取締役 2007年10月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ 銀行) 専務執行役員 2008年6月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取 締役副社長 2010年10月 同社取締役 2010年12月 (株)三菱総合研究所代表取締役社長 2011年7月 三菱総研DCS(株)取締役会長 2015年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2016年12月 (株)三菱総合研究所代表取締役会長 2017年12月 同社取締役会長 2017年12月 三菱総研DCS(株)取締役 2018年6月 (株)アイネス社外取締役 (現在に至る) 2021年12月 (株)三菱総合研究所特別顧問 (現在に至る) [重要な兼職の状況] (株)三菱総合研究所特別顧問	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 大森京太氏は、長年の銀行及びシンクタンクにおける経営経験や見識を活かし、現在、当社社外取締役として経営上のアドバイスや指導、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしており、今後もその役割を果たすことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 再任 社外 独立 <small>だん ひろ き</small> 團 博 己 (1958年3月15日生) </div>	1980年4月 日本電気(株)入社 1999年7月 同社北陸支社富山支店長 2006年4月 同社神奈川支社長 2009年4月 同社南関東支社長兼神奈川支社長 2010年4月 同社東海支社長 2014年4月 同社執行役員 2014年6月 NECネクサソリューションズ(株)社外取締役 2016年4月 同社取締役執行役員常務 2016年6月 同社代表取締役執行役員社長 2020年4月 同社取締役支配人 2020年6月 同社顧問 2021年7月 当社社外取締役 (現在に至る)	7,000株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 團博己氏は、これまで当業界で培ってこられたビジネス経験や見識を活かし、現在、当社社外取締役として経営上のアドバイスや指導、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしており、今後もその役割を果たすことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。			

- (注) 1. 重松孝司氏、大森京太氏及び團博己氏は、社外取締役候補者であります。
2. 大森京太氏は、株式会社三菱総合研究所の特別顧問及び株式会社アイネスの社外取締役を兼務しており、ITサービスに関する事業において競業関係にあります。また、その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 重松孝司氏は、2011年4月から2015年6月まで、当社の子会社であった株式会社ファインバスの監査役でありました。
4. 團博己氏は、過去10年間に於いて当社の特定関係事業者である日本電気株式会社の業務執行者でありました。
5. 重松孝司氏、大森京太氏及び團博己氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は、重松孝司氏、大森京太氏及び團博己氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしており、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、被保険者の任期途中に更新する予定であります。

(ご参考) 取締役会のスキルマトリクス

氏名	役職	社外 独立	性別	専門性と経験					
				企業 経営	経営 管理	技術 品質	財務 会計	法務 リスク 管理	ESG サステナ ビリティ
松木 謙吾	取締役		男性	○		○			○
辻 隆博	取締役		男性	○	○	○			○
重松 孝司	取締役	社外・独立	男性		○		○	○	
大森 京太	取締役	社外・独立	男性	○	○			○	○
團 博己	取締役	社外・独立	男性	○	○				
木下 幸夫	監査役		男性		○	○			
大西 寛文	監査役	社外・独立	男性		○		○		
吉川 興治	監査役	社外・独立	男性					○	

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
さと い よし のり 里 井 義 昇 (1962年12月10日生)	1996年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 1996年4月 高木茂太市法律事務所入所 2006年2月 象印マホービン(株)社外監査役 2015年6月 当社社外監査役 2015年6月 東洋紡(株)社外監査役 2016年12月 やさか法律事務所入所 (現在に至る) [重要な兼職の状況] やさか法律事務所弁護士	5,000株
補欠の社外監査役候補者とした理由 里井義昇氏は弁護士として、企業法務及びコンプライアンスに関する専門的知見並びに経営に関する見識を有していることから、当社の監査に反映できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は2015年6月から2016年6月まで当社社外監査役を務め、当社の事業内容及び監査体制などについても十分な知見を有しているため、法令に定める監査役の員数を欠くことになった場合においても、適切に職務を遂行いただけるものと判断しております。同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 里井義昇氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 里井義昇氏と当社は、法律顧問契約を締結しております。
3. 里井義昇氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。里井義昇氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が順次緩和され、経済の復調気配にありながらも、ウクライナ情勢の長期化による世界的な食料・エネルギー価格の高騰、不安定な為替動向などにより、依然不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、コロナ禍を契機とした社会の変化やデジタルトランスフォーメーション（DX）への関心の高まりを受け、企業におけるIT活用の重要性がますます高まっており、市場環境は今後も堅調に推移するものと予想されます。

経済産業省が警鐘を鳴らした「2025年の崖」を受け、古い基幹業務システムを刷新する動きが活発化する中、企業のDX推進に寄与するサービスとして当社が展開しているマイグレーションサービスで活用している情報システム可視化ソリューション「REVERSE PLANET（リバースプラネット）」、システム資産移行ツール「AIRS（エアーズ）」につきましては、5年先・10年先を見据え、商品のさらなる差別化に向けた開発を進めております。また、研究開発を通して新しい事業の芽を創出する活動として、2020年度下期に開始した「社内スタートアップ制度」を継続し、2022年4月に電子署名システム「サインシェルジュ」を、2023年2月にシステム資産をお客様自身が移行分析できる「DX支援サービス」をそれぞれ製品化いたしました。

働き方改革につきましては、前期に実施したオフィスの分散化（東京3拠点・大阪4拠点）に引き続き、社内の勤怠管理システムを刷新しました。これにより1時間単位年次有給休暇の取得が可能になりました。テレワークと出社が共存するハイブリッド勤務を推し進めて、生産性の向上を図るとともに社員一人ひとりが働き方を選択できる環境整備に努めております。また、国内の物価上昇を踏まえ、社員の生活費の負担軽減を目的とした「物価高対策特別手当」を支給するなど、社員の処遇改善にも努めております。

当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は、企業のDX推進を背景にマイグレーションサービスをはじめとする自社製品によるソリューションが堅調に推移した一方、前期末の子会社連結除外の影響を受け、前期に比べ10億72百万円減収の193億85百万円となりました。しかしながら、利益面につきましては、売上総利益率が改善し、営業利益は前期に比べ2億43百万円増加の15億40百万円、経常利益は前期に比べ2億8百万円増加の16億17百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ2億94百万円増加の12億73百万円となりました。

なお、当社グループの売上分類別の概況は次のとおりです。

<自社製品によるソリューション>

当社の自社製品を用いたソリューションサービスにつきましては、マイグレーションサービスの外資系保険会社向け大型案件やアライアンス先との協業案件が順調に進捗し、売上高が増加いたしました。また、情報システム可視化ソリューション「REVERSE PLANET」や確定申告支援システム「The 確定申告V」などの売上が堅調に推移いたしました。その結果、自社製品によるソリューションの売上高は前期に比べ10億70百万円増収の45億7百万円となりました。

<システムインテグレーション>

システムの設計・開発から導入後の運用・保守までをワンストップで提供するシステムインテグレーションサービスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていた中堅・中小マーケットにおける生産管理システム「Factory-ONE 電脳工場」、販売管理システム「スーパーカクテル」の導入・カスタマイズ案件や、ホテル業向けシステム開発・機器販売などが復調し、直近ではインボイス制度対応に向けた案件が活発化するなど売上は堅調に推移いたしました。その結果、システムインテグレーションの売上高は前期に比べ4億50百万円増収の86億17百万円となりました。

<機器・パッケージ>

コンピュータ機器及び周辺機器、パッケージソフトウェア等の売上のうち、他の開発・サービスを伴わない機器・パッケージ単体の販売による売上高は、前期に比べ2億83百万円増収の19億28百万円となりました。

<受託開発>

大手SIerからの受託開発につきましては、当社の得意領域にリソースを集中させることによる収益性の向上に取り組んでおり、当期におきましては官公庁向けシステム開発が堅調に推移した一方、当社の強みを活かせない領域からの撤退・縮小を進めました。その結果、受託開発の売上高は前期に比べ3億38百万円減収の43億31百万円となりました。

<コールセンター・BPO>

当社の連結子会社であった株式会社フューチャー・コミュニケーションズによるコールセンター、BPO等の業務支援サービスにつきましては、前期の売上高は25億39百万円でしたが、同子会社の全株式の譲渡による連結除外の結果、当期は該当する売上はありません。

(2) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、マスク着用の緩和と5類感染症への分類変更などにより経済活動の一段の活発化が期待されます。一方で、不安定な世界情勢、食料・エネルギー価格の高騰など引き続き不透明な状況が続くものと予想されます。

企業においては、ITを活用したテレワークやデジタル化が進み、新しい働き方が急速に広がりました。また、経済産業省の「2025年の崖」の警鐘を背景に、企業における老朽化、肥大化、複雑化及びブラックボックス化している古い基幹業務システムを刷新する動きが続いております。デジタルトランスフォーメーション（DX）の浸透が進み、企業におけるIT活用の重要性が再認識される中、IT投資は中長期的に拡大していくものと認識しております。

このような環境のもと、当社グループは中期経営計画（2021-2023）の最終年度を迎えました。引き続き「収益性の安定と向上」及び「社員が生き生きと働ける会社に」を基本方針に、中長期的に持続的な成長を実現するため、以下の施策を実施してまいります。

- ・主力ソリューションの更なる強化を図ります。可視化・マイグレーションビジネスを中心に、商品力強化のための投資を積極的に行います。「社内スタートアップ制度」を通じた新製品開発への投資を引き続き行います。
- ・一方で、PMO（プロジェクトマネジメントオフィス）の活動により、プロジェクト損失の抑制を図ります。プロジェクト特性の可視化を徹底します。
- ・全ての社員がより長く生き生きと働ける会社となるために働き方改革を継続します。テレワークとオフィス勤務を組み合わせたハイブリッド勤務を推し進め、会社は多様な働き方を提供し、社員は働き方を選べるよう、社員が働く職場環境の改善を図ります。
- ・当社グループは、サステナビリティへの取り組みが事業活動の継続においても重要であると考えております。企業や地域社会が直面する課題に対するITソリューションの提供を通じて、また、地球環境や人々の暮らしに関する課題への積極的な取り組みを通じて社会の持続可能な発展に貢献し、企業価値の向上を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は2億57百万円であります。その内訳は、有形固定資産の取得が53百万円、無形固定資産の取得が2億4百万円であります。なお、所要資金は、主に自己資金を充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第54期 (2020年3月期)	第55期 (2021年3月期)	第56期 (2022年3月期)	第57期 (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	22,408	19,751	20,458	19,385
経 常 利 益 (百万円)	1,014	958	1,408	1,617
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益 (百万円)	1,133	789	978	1,273
1株当たり当期純利益 (円)	61.77	45.04	59.03	78.20
総 資 産 合 計 (百万円)	17,599	16,848	17,695	18,591
純 資 産 合 計 (百万円)	9,524	9,332	10,126	10,634

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除して算出）により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
エ ブ リ (株)	80 百万円	100%	サービス事業 (保守サービス) (運用支援サービス)
N C S サポート & サービス (株)	10 百万円	100%	I T 支援サービス
恩 愛 軟 件 (上 海) 有 限 公 司	430 百万円	100%	ソフトウェア開発

(6) 主要な事業内容

当社グループは、経営課題を抱えた企業の皆様に向けて、最適なソリューション提案をはじめとしてシステムの構築から保守・運用にわたるITサービスをワンストップで提供しております。

① システム開発

当社グループは、顧客からのシステムの設計及びソフトウェアの開発を受託し開発を行うとともに、パッケージソフトウェアのカスタマイズを行い、ソリューションを中心とした販売を行っております。

② サービス

当社グループは、コンピュータ機器の保守を行うハードウェア保守サービス及び企業のコンピュータシステムに対する全般的な支援サービスを行うシステムサポートサービスを中心にサービス業務を行っております。

③ システム機器等販売

当社グループは、コンピュータ機器及び周辺機器、自社開発パッケージソフトウェア、他社開発パッケージソフトウェアの販売を行っております。

(7) 主要な拠点等

会 社 名	主 要 拠 点
N C S & A (株)	(本 社) 大阪市北区 (難 波 オ フ ィ ス) 大阪市浪速区 (新 大 阪 オ フ ィ ス) 大阪市淀川区 (尼 崎 オ フ ィ ス) 兵庫県尼崎市 (東 京 本 社) 東京都千代田区 (汐 留 オ フ ィ ス) 東京都港区 (大 井 町 オ フ ィ ス) 東京都品川区 (名 古 屋 支 社) 名古屋市中村区
エ ブ リ (株)	(本 社) 大阪市城東区
N C S サ ポ ー ト & サ ー ビ ス (株)	(本 社) 大阪市北区
恩 愛 軟 件 (上 海) 有 限 公 司	(本 社) 中国上海市

(8) 使用人の状況

職 種 別 の 名 称	使 用 人 数
営 業 職	83名
技 術 職	1,013名
総 括 職 ・ 事 務 職	107名
合 計	1,203名

(注) 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

(9) 主要な借入先

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項で重要なものはありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 : 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数 : 18,000,000株

(3) 株 主 数 : 3,526名

(4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 Z E N	1,851 千株	11.52 %
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,061 千株	6.61 %
丸 山 幸 男	960 千株	5.98 %
N C S & A 従 業 員 持 株 会	500 千株	3.11 %
アイ・システム株式会社	401 千株	2.50 %
梶 川 融	398 千株	2.48 %
株 式 会 社 ク リ ナ ム	398 千株	2.48 %
日 本 金 銭 機 械 株 式 会 社	381 千株	2.37 %
山 田 欣 吾	350 千株	2.18 %
高 岸 俊 二	335 千株	2.08 %

(注) 当社は自己株式1,929,669株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。(持株比率は自己株式を控除して計算しております。)

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

取締役(社外取締役を除く)1名に、15,000株を交付いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松 木 謙 吾	
代表取締役社長	辻 隆 博	
取 締 役	重 松 孝 司	公認会計士（重松公認会計士事務所 代表）
取 締 役	大 森 京 太	株式会社三菱総合研究所 特別顧問 株式会社アイネス 社外取締役
取 締 役	團 博 己	
常 勤 監 査 役	木 下 幸 夫	
監 査 役	大 西 寛 文	公認会計士
監 査 役	吉 川 興 治	馬場法律事務所 弁護士 日本金銭機械株式会社 社外取締役

- (注) 1. 重松孝司、大森京太及び團博己は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 大西寛文及び吉川興治は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役重松孝司、取締役大森京太、取締役團博己、監査役大西寛文及び監査役吉川興治を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
 4. 大西寛文は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 大西寛文は、2022年9月30日付で大阪府代表監査委員を退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、被保険者の範囲を全役員（子会社役員等を含む。）とした役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の保険料は、すべて当社及び子会社で負担しており、被保険者である各役員（子会社役員等を含む。）による負担はありません。填補の対象は法律上の損害賠償金、争訟費用としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、取締役の中長期的な業績向上への意欲を高め、持続的な企業価値増大に寄与するよう、固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等で構成する内容となっております。なお、社外取締役はその職務に鑑み、固定報酬のみとしております。

決定方針の決定方法は、取締役会にて決議しております。

- ・固定報酬は、月例の基本報酬とし、それぞれの責務の大きさを勘案し、役職に応じた基準を定めております。
- ・業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した短期的なインセンティブである業績連動賞与（金銭報酬）とし、各事業年度の営業利益達成率及び役割達成度を加味した取締役ごとの評価を指標として算定された額を毎年、一定の時期に支給しております。
- ・非金銭報酬等は、中長期的なインセンティブである譲渡制限付株式とし、前年度評価を含めた期待値を加味した取締役ごとの評価を指標として算定された株式数を毎年、一定の時期に支給しております。
- ・取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会（任意の委員会）において審議を行っております。取締役会（取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任を受けた代表取締役会長）は指名・報酬委員会の審議内容を尊重し、原則、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、（評価指標を100%達成した場合）固定報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6：3：1としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第40期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人部分給与は含まない。同定時株主総会終結時の取締役の員数は9名）と決議いただいております。また、2018年6月22日開催の第52期定時株主総会において、取締役（ただし、社外取締役を除く。同定時株主総会終結時の取締役の員数は8名）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）を支給すること、及び付与対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内とし、上記報酬限度額の範囲内で支給するものと決議いただいております。
- ・監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第40期定時株主総会において年額36百万円以内（同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名）と決議いただいております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

- ・取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長松木謙吾がその具体的内容について委任をうけ、決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の役割達成度を踏まえた業績連動賞与の評価配分としております。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務遂行の評価を行うには、代表取締役会長が最も適していると判断し、当該権限を委任しております。当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会にて審議し、その審議内容に従って決定することとしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、非金銭報酬等は、指名・報酬委員会の審議内容を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (うち社外 取締役)	211,933 (18,240)	88,800 (18,000)	117,600 (240)	5,533 (-)	-	5 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	29,340 (9,760)	25,200 (9,600)	4,140 (160)	-	-	3 (2)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額90,800千円（取締役2名に対して88,200千円、監査役1名に対して2,600千円）を含んでおります。
2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等として取締役に対して金銭報酬として賞与、非金銭報酬等として株式報酬を交付しております。金銭報酬としての賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由及び額の算定方法は、上記①に記載のとおりであり、業績指標に関しては、連結営業利益の目標11億60百万円に対して当連結会計年度の連結営業利益の実績は15億40百万円となり、営業利益達成率は132.8%となっております。また、非金銭報酬等としての株式交付の状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。
4. 非金銭報酬等の金額は譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。
5. 指名・報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として当連結会計年度において4回開催し、取締役の報酬等に関する方針及び報酬制度に係る審議及び取締役への答申を実施しております。
6. 監査役の報酬は、2006年6月29日開催の第40期定時株主総会において決議いただいた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役重松孝司は、重松公認会計士事務所の代表を兼職しておりますが、当社と同事務所との間に重要な取引関係はありません。
- ・社外取締役大森京太は、株式会社三菱総合研究所の特別顧問及び株式会社アイネスの社外取締役を兼職しております。当社と株式会社アイネスとの間に重要な取引関係はありません。また当社と株式会社三菱総合研究所との間に取引がありますが、取引金額は当社連結売上高の約1.1%であります。
- ・社外監査役大西寛文は、大阪府の代表監査委員を兼職しておりましたが、当社と大阪府との間に重要な取引関係はありません。
- ・社外監査役吉川興治は、馬場法律事務所の弁護士及び日本金銭機械株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と馬場法律事務所との間に重要な取引関係はありません。また当社と日本金銭機械株式会社との間に取引がありますが、取引金額は当社連結売上高の1%未満であります。

②主な活動状況

- ・社外取締役重松孝司は、当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、公認会計士としての経験や見識を活かして、議案・審議について必要な意見を述べるなど、経営上のアドバイスや指導、業務執行に対する監督等、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・社外取締役大森京太は、当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、銀行及びシンクタンクにおける経営経験を活かして、議案・審議について必要な意見を述べるなど、経営上のアドバイスや指導、業務執行に対する監督等、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・社外取締役團博己は、当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、当業界におけるビジネス経験や見識を活かして、議案・審議について必要な意見を述べるなど、経営上のアドバイスや指導、業務執行に対する監督等、社外取締役に期待される役割を果たしております。
- ・社外監査役大西寛文は、当期に開催された取締役会12回、監査役会11回すべてに出席し、公認会計士としての企業会計における見識を活かして、適宜質問、助言、意見を述べております。
- ・社外監査役吉川興治は、当期に開催された取締役会12回、監査役会11回すべてに出席し、弁護士としての企業法務における見識を活かして、適宜質問、助言、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
31,500千円
- ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額
31,500千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価・分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積の算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分することができないため、上記の金額には合計金額を記載しています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①役員及び全社員が共有する行動の指針として「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を制定し、その周知徹底を図ることにより、法令遵守、企業理念の向上に努める。
 - ②「コンプライアンス実施統括責任者」として担当取締役または担当執行役員を任命し、コンプライアンスに関する諸問題を統括する。また各部門に「コンプライアンス実施責任者」を置き、各々の部門におけるコンプライアンスの方針展開、指導及び危機管理の責任を負う。
 - ③コンプライアンスリスクに関する審議機関として「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ④当社グループの全社員が利用できる内部通報窓口を設置する。
 - ⑤反社会的勢力に対しては、いかなる関係も拒絶し、警察や弁護士等と連携し断固とした姿勢で臨む。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。
 - ②執行役員制度の導入により、業務執行の責任明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。
 - ③日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門の責任者が適正かつ効率的に執行する。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会等重要な会議の議事録及び関連資料並びに稟議書は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人がいつでも閲覧できる体制を整える。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社の業務推進に伴う損失の危険（以下、リスクという）の管理については、リスクマネジメント部門その他の担当部門並びに各委員会（コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、品質マネジメントシステム推進委員会、内部統制委員会）にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。
 - ②新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。リスクが現実化し、重大な損害が予測される場合には、関係諸規程や行動基準により迅速に対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についての事前協議を行う。
 - ②グループ会社の規程、重要な会議の議事録及び稟議書は、必要に応じて当社取締役、監査役がいつでも閲覧できるものとする。
 - ③「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」は、グループ会社共通として適用し、周知浸透を図る。
 - ④グループ会社へ当社より取締役及び監査役を派遣することにより、効率的業務の遂行及び業務の適正適法を監視できる体制を構築する。
 - ⑤グループ会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切性を確保する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する指示の実効性の確保及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ①監査役は職務を補助すべき組織として監査室が担当する。監査役は補助業務については、取締役の指揮命令を受けないものとし、独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。
 - ②監査室の人事権に係わる事項の決定については、事前に常勤監査役の同意を得る。
7. 当社監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役は常勤監査役に、経営会議等重要な会議への出席を要請する。
 - ②監査役はいつでも、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができ、その場合には、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は速やかに報告する。
 - ③取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事象を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ④当社及びグループ会社の内部通報制度規程の適切な運用により、法令違反、コンプライアンス上の問題について報告された事項は、速やかに監査役へ報告する体制を確保する。
 - ⑤代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を行う。
 - ⑥監査役と監査室は、意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。
 - ⑦監査役は、会計監査人と監査に関する意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。
 - ⑧監査役に報告をした者に対して、報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしない。また、当社及びグループ会社の内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしないことを規定し適切に運用する。
 - ⑨監査役は職務の執行について生ずる必要な費用の請求は、所定の手続きに従い、これに応じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

NC S & Aグループ全体でのコンプライアンス体制を整えるため、「NC S & Aグループコンプライアンス管理規程」「内部通報規程」を制定し運用しております。コンプライアンスの統括的な実施責任を負う「実施統括責任者」として、コンプライアンス担当執行役員を任命し、コンプライアンスに関するすべての情報を掌握する体制としております。

「NC S & Aグループコンプライアンス基本方針」及び「行動規範」は、グループ会社共通として適用し、周知浸透を図っております。

コンプライアンスに関する教育は、グループの全社員対象とするプログラムと職制に応じたプログラムを設けるとともに、コンプライアンス関連通達を随時配布する等によりコンプライアンスの啓発を推進しております。

2. 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度には12回開催し、取締役会の審議資料は事前配布して出席者が十分な準備を行えるよう配慮しております。また、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換を行っております。

3. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。

監査役は、社外取締役とのミーティングの場を設け、当社の課題等について情報共有し、客観的な立場で意見交換を行っております。

常勤監査役は、「取締役会」「経営会議」のほか、「コンプライアンス委員会」「情報セキュリティ委員会」「内部統制委員会」等の協議の場に参加し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

常勤監査役は、内部監査部門である監査室と月例定例会を開催し意見交換を行っております。

4. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

災害リスク、情報漏えいリスクを中心に、管理規程や職務分掌を整備しております。リスクマネジメント部門その他の担当部門並びに各委員会（コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、品質マネジメントシステム推進委員会、内部統制委員会）において、計画、状況確認、再整備などの審議を行い、必要に応じて経営会議に報告されています。

5. 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

グループ会社の経営管理については、四半期毎に当社経営会議でグループ会社社長による事業状況の報告を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については当社取締役会または当社代表取締役社長へ随時報告する体制としております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の向上、財務体質の強化を図ることで安定的な配当を継続することが重要と考えております。剰余金の配当につきましては、連結配当性向35%以上を目標に収益状況に対応した配当を行うことを基本として、キャッシュ・フローの状況、内部留保などを勘案して決定いたします。

自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

上記の方針に基づき、当期の年間配当金（普通配当）は1株につき28円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中、金額・株式数・比率等は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,576,153	流動負債	4,508,849
現金及び預金	9,204,237	支払手形及び買掛金	686,716
受取手形	18,995	リース債務	42,046
電子記録債権	41,587	未払金	1,101,395
売掛金	3,755,487	未払法人税等	359,222
契約資産	2,059,339	契約負債	340,095
商品	286,571	賞与引当金	1,404,655
仕掛品	24,686	役員賞与引当金	100,800
その他	185,277	受注損失引当金	130,609
貸倒引当金	△30	その他	343,308
固定資産	3,015,084	固定負債	3,448,017
(有形固定資産)	(474,936)	リース債務	60,075
建物	314,483	退職給付に係る負債	3,365,972
リース資産	91,955	長期未払金	21,970
その他	68,497	負債合計	7,956,866
(無形固定資産)	(431,192)	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	431,044	科 目	金 額
その他	148	株主資本	10,787,385
(投資その他の資産)	(2,108,955)	(資本金)	(3,775,100)
投資有価証券	912,211	(資本剰余金)	(3,991,375)
繰延税金資産	587,612	(利益剰余金)	(3,865,584)
差入保証金	470,506	(自己株式)	(△844,675)
その他	189,556	その他の包括利益累計額	△153,014
貸倒引当金	△50,931	(その他有価証券評価差額金)	(309,341)
		(為替換算調整勘定)	(27,593)
		(退職給付に係る調整累計額)	(△489,949)
資産合計	18,591,237	純資産合計	10,634,370
		負債及び純資産合計	18,591,237

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,385,644
売上原価		13,930,257
売上総利益		5,455,387
販売費及び一般管理費		3,914,634
営業利益		1,540,752
営業外収益		
受取利息及び配当金	26,407	
保険配当金	34,266	
受取保険金	16,292	
助成金収入	5,476	
その他営業外収益	11,069	93,511
営業外費用		
支払利息	962	
為替差損	15,110	
その他営業外費用	979	17,051
経常利益		1,617,212
特別損失		
固定資産除却損	1,111	1,111
税金等調整前当期純利益		1,616,101
法人税、住民税及び事業税	374,957	
法人税等調整額	△31,928	343,028
当期純利益		1,273,072
親会社株主に帰属する当期純利益		1,273,072

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年4月1日残高	3,775,100	3,988,148	2,955,967	△584,674	10,134,541
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△363,455		△363,455
親会社株主に帰属する当期純利益			1,273,072		1,273,072
自己株式の取得				△272,916	△272,916
自己株式の処分		3,227		12,916	16,144
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	3,227	909,617	△260,000	652,844
2023年3月31日残高	3,775,100	3,991,375	3,865,584	△844,675	10,787,385

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
2022年4月1日残高	327,238	19,702	△355,069	△8,127	10,126,413
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△363,455
親会社株主に帰属 する当期純利益					1,273,072
自己株式の取得					△272,916
自己株式の処分					16,144
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△17,897	7,891	△134,880	△144,886	△144,886
連結会計年度中の変動額合計	△17,897	7,891	△134,880	△144,886	507,957
2023年3月31日残高	309,341	27,593	△489,949	△153,014	10,634,370

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,410,462	流動負債	4,316,490
現金及び預金	8,271,721	支払手形	147,664
受取手形	16,022	買掛金	437,156
電子記録債権	41,587	リース負債	42,046
売掛金	3,553,598	未払払	1,188,096
契約資産	2,059,339	未払法人税等	343,640
商品	279,075	契約負債	335,731
仕掛品	24,686	預り金	50,628
前払費用	154,047	賞与引当金	1,308,309
未収入金	5,252	役員賞与引当金	90,800
その他の金	5,159	受注損失引当金	130,609
貸倒引当金	△30	その他の負債	241,808
固定資産	3,145,249	固定負債	2,708,007
(有形固定資産)	(465,013)	リース負債	60,075
建物	306,174	退職給付引当金	2,598,891
工具、器具及び備品	66,884	長期未払金	21,970
リース資産	91,955	長期預り金	27,070
(無形固定資産)	(414,511)	負債合計	7,024,497
ソフトウェア	414,363	純資産の部	
その他の金	148	株主資本	10,221,873
(投資その他の資産)	(2,265,724)	(資本金)	(3,775,100)
投資有価証券	909,211	(資本剰余金)	(3,991,375)
関係会社株式	193,000	資本準備金	2,232,620
関係会社出資金	99,792	その他資本剰余金	1,758,755
長期前払費用	105,957	(利益剰余金)	(3,300,073)
繰延税金資産	453,687	その他利益剰余金	3,300,073
差入保証金	475,690	繰越利益剰余金	3,300,073
保険積立金	10,165	(自己株式)	(△844,675)
その他の金	35,679	評価・換算差額等	309,341
貸倒引当金	△17,460	(その他有価証券評価差額金)	(309,341)
資産合計	17,555,712	純資産合計	10,531,215
		負債及び純資産合計	17,555,712

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		18,220,053
売上原価		13,093,563
売上総利益		5,126,490
販売費及び一般管理費		3,691,245
営業利益		1,435,245
営業外収益		
受取利息及び配当金	51,390	
保険配当金	27,517	
その他営業外収益	21,774	100,681
営業外費用		
支払利息	962	
為替差損	15,110	
その他営業外費用	1,259	17,332
経常利益		1,518,594
特別損失		
固定資産除却損	1,111	1,111
税引前当期純利益		1,517,483
法人税、住民税及び事業税	333,016	
法人税等調整額	△28,782	304,233
当期純利益		1,213,249

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2022年4月1日残高	3,775,100	2,232,620	1,755,528	3,988,148
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			3,227	3,227
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	3,227	3,227
2023年3月31日残高	3,775,100	2,232,620	1,758,755	3,991,375

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2022年4月1日残高	2,450,279	2,450,279	△584,674	9,628,853
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△363,455	△363,455		△363,455
当期純利益	1,213,249	1,213,249		1,213,249
自己株式の取得			△272,916	△272,916
自己株式の処分			12,916	16,144
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	849,793	849,793	△260,000	593,020
2023年3月31日残高	3,300,073	3,300,073	△844,675	10,221,873

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年4月1日残高	327,238	327,238	9,956,092
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△363,455
当期純利益			1,213,249
自己株式の取得			△272,916
自己株式の処分			16,144
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△17,897	△17,897	△17,897
事業年度中の変動額合計	△17,897	△17,897	575,123
2023年3月31日残高	309,341	309,341	10,531,215

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

NC S & A株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任
社員
業務執行社員

公認会計士 岡本 健一郎

指定有限責任
社員
業務執行社員

公認会計士 福井 さわ子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NC S & A株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NC S & A株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

NC S & A株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任
社員
業務執行社員

公認会計士 岡本 健一郎

指定有限責任
社員
業務執行社員

公認会計士 福井 さわ子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NC S & A株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画（監査の方針、職務の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

NCS & A株式会社 監査役会

常勤監査役 木 下 幸 夫 ㊟

社外監査役 大 西 寛 文 ㊟

社外監査役 吉 川 興 治 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区城見二丁目2番22号
ホテルモントレ ラ・スール大阪14階 「朗鳴館」
TEL 06-6944-7111



交通 J R大阪環状線・東西線 京阪本線 大阪メトロ長堀鶴見緑地線
「京橋」駅西口より徒歩約5分
「京橋」駅片町口より徒歩約5分
「大阪ビジネスパーク」駅4番出口より徒歩約5分

※駐車場のスペースに限度がありますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



ユニバーサルデザイン(UD)の考
えに基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。

